



水戸市告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画ごみ焼却場を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年 5月 1日

水戸市長 高橋 靖

記

- 1 都市計画の種類
ごみ焼却場（2 第二清掃工場新システムセンター， 3 水戸市新清掃工場）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
第二清掃工場新システムセンター
（削除する部分）水戸市河和田町字町田の一部
水戸市新清掃工場
（追加する部分）水戸市下入野町字南散野及び字散野の各一部
- 3 縦覧場所
水戸市都市計画部都市計画課

都計諮問第 1 号

水戸・勝田都市計画

ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更について

計 画 書

(水戸市決定)

平成 25 年度

水 戸 市

水戸・勝田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更

(水戸市決定)

1. 都市計画ごみ焼却場中 2号第二清掃工場新システムセンターを廃止する。

2. 都市計画ごみ焼却場に3号水戸市新清掃工場を追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
3	水戸市新清掃工場	水戸市 下入野町字南散野	約8.6ha	処理能力 ごみ焼却施設：約370t/日 リサイクルセンター：約60t/日

「区域は計画図表示のとおり」

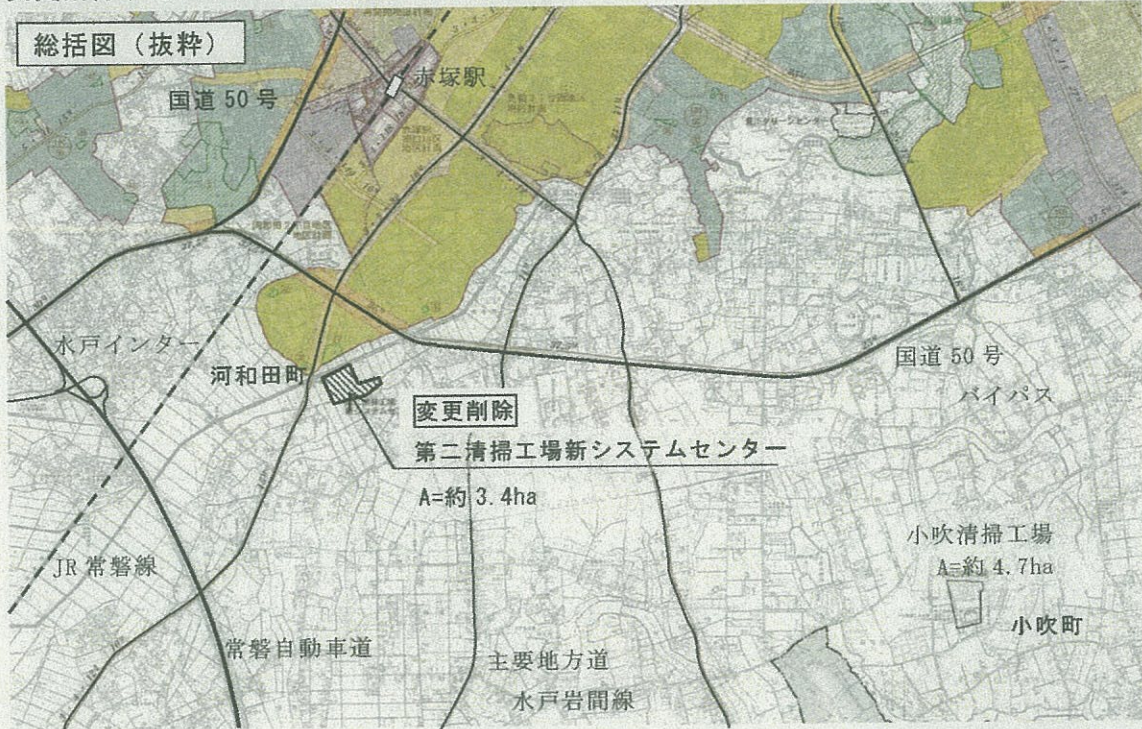
理由

現有ごみ処理施設の老朽化の進行に対応するとともに、循環型社会の構築に向け、ごみ処理システムを見直し、より一層の再資源化を進めるため、本案のとおり「水戸市新清掃工場」を変更追加し、あわせて、第二清掃工場新システムセンターを廃止する。

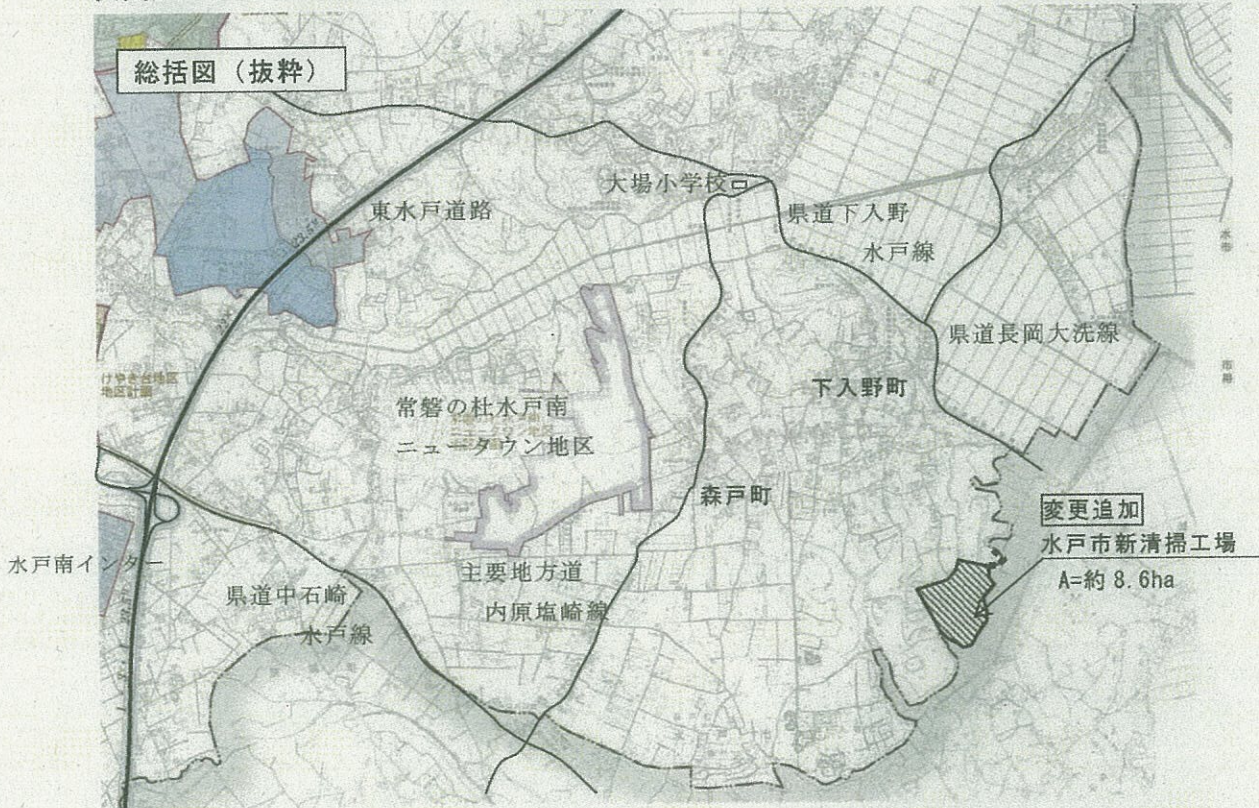
都計諮問第1号/
水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更

【 位置図 】

変更削除するごみ焼却場（水戸市河和田町地内）

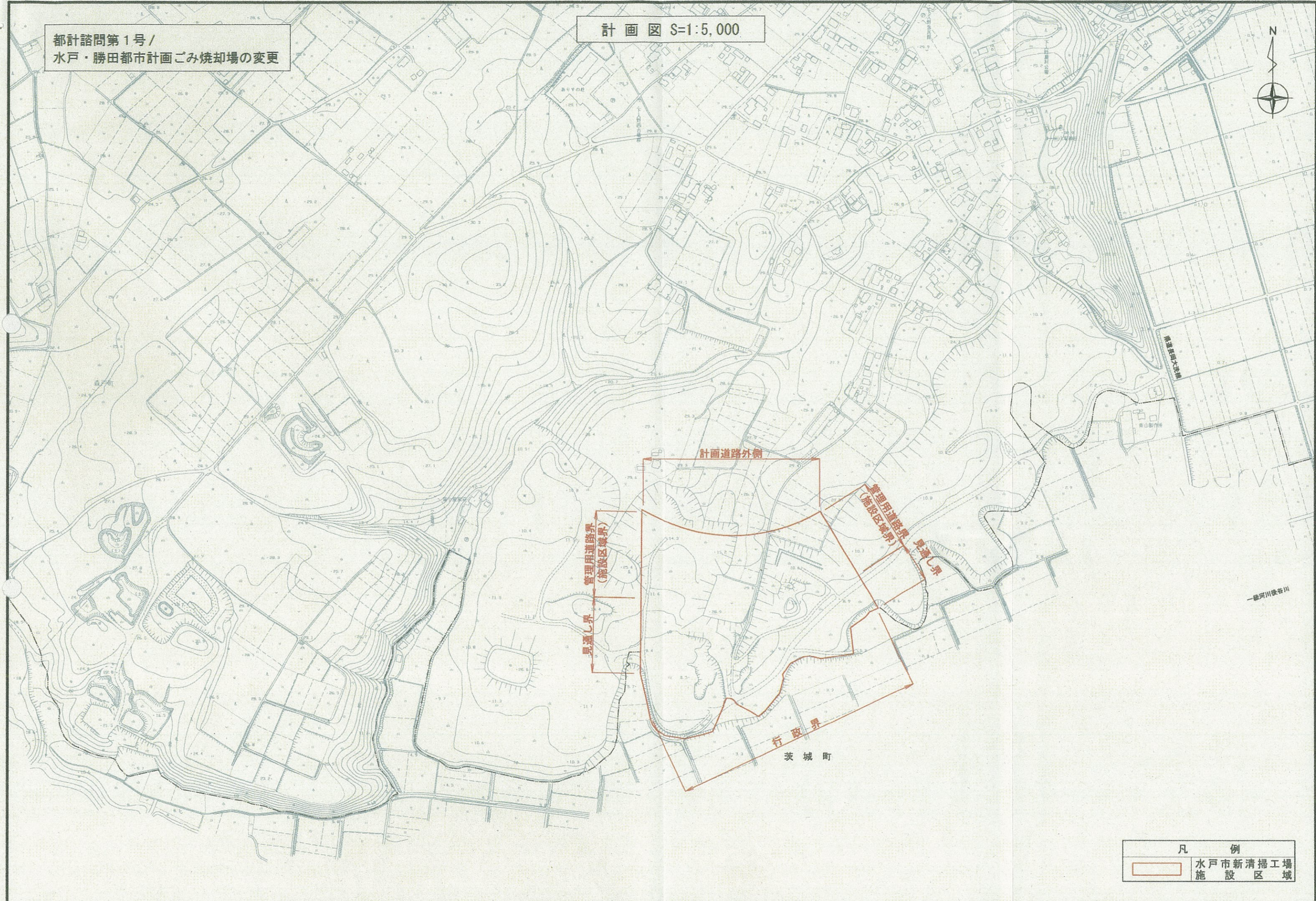


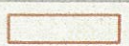
変更追加するごみ焼却場（水戸市下入野町地内）



都計諮問第1号/
水戸・勝田都市計画ごみ焼却場の変更

計画図 S=1:5,000



凡 例	
	水戸市新清掃工場 施設区域

理 由 書

水戸市（以下、「本市」とする。）のごみ処理は、水戸地区は本市、常澄地区は大洗・鉾田・水戸環境組合、内原地区は笠間・水戸環境組合においてそれぞれ処理を行っている。この中で、本市では、ごみ焼却場として小吹清掃工場（昭和 59 年稼動、処理能力 390t/日）を都市計画決定し（昭和 48.3 当初，昭和 56.6 変更），市内から発生するもえるごみの焼却処理を行ってきた。

平成 5 年には、当時の人口及びごみ量の伸びから推計して、小吹清掃工場の適正処理能力を上回ると見込まれたため、その超過するごみ量に対応することとして、都市計画を変更し（平成 5 年 4 月）、本市河和田町地内に第二清掃工場新システムセンターを追加決定した。

しかしながら、その後の全市を挙げて展開してきた各種のごみ減量運動の成果でごみ量の伸びが鈍化して、小吹清掃工場の処理能力内で処理できたことから、第二清掃工場新システムセンターの建設を見合わせてきたところである。

一方、市内から発生するもえないごみ、資源ごみについては、小吹清掃工場内にある粗大ごみ処理センター（粗大）（昭和 50 年稼動、処理能力 50t/5h）及び不燃物再資源化施設（平成 6 年稼動、処理能力 35t/5h）において処理を行っている。本市における資源化率は、平成 22 年度実績で約 12%と全国平均の約 20%を下回る状況にあり、小吹清掃工場内の諸設備では容器包装リサイクル法の対象となるペットボトルやプラスチック製容器包装廃棄物の効率的な処理ができないことが要因となっている。

今般、現有施設の老朽化の進行に対応するとともに、循環型社会の構築に向け、ごみ処理システム及び計画ごみ量を見直し、容器包装リサイクル法に対応したごみのより一層の再資源化を進めるため、本市全域を一つのごみ処理区域に再編し、新清掃工場を整備するものである。

新清掃工場を整備する位置については、ごみ処理施設の集約化による連携稼動や基盤施設の共通活用による効率性の向上、さらには、将来の施設建替え用地を見込むことによるごみ処理事業の安定性のために十分な用地面積が確保できる本市下入野町地内とし、本案のとおり「水戸市新清掃工場」を変更追加し、あわせて、第二清掃工場新システムセンターを廃止するものである。

都市計画を変更する土地の区域

第二清掃工場新システムセンター

1. 削除する部分

水戸市河和田町字町田の一部

水戸市新清掃工場

1. 追加する部分

水戸市下入野町字南散野及び字散野の各一部

新旧対照表

第二清掃工場新システムセンター

	名 称		位置	面積	備考
	番号	ごみ焼却場名			
新	—	—	—	—	—
旧	2	第二清掃工場 新システムセンター	水戸市河和田町 字町田地内	約 3.4ha	処理能力 焼却施設:260t/日

水戸市新清掃工場

	名 称		位置	面積	備考
	番号	ごみ焼却場名			
新	3	水戸市新清掃工場	水戸市下入野町 字南散野	約 8.6ha	処理能力 ごみ焼却施設:約 370t/日 リサイクルセンター:約 60t/日
旧	—	—	—	—	—

都市計画決定（変更）の経緯

水戸市新清掃工場

年 月 日	事 項	備 考
平成25年 1月	原案の作成	
平成25年 5月15, 16, 17日	地元説明会	
平成25年 6月 5日	公聴会	(中止)
平成25年 6月	県事前協議	
平成25年 8月 5日 ～平成25年 9月 4日	案の縦覧	
平成26年 3月20日	水戸市都市計画審議会	(予定)
	知事協議	
	決定告示	

第二清掃工場新システムセンター

年 月 日	事 項	備 考
平成 5年 4月 2日	当初決定	
平成25年 1月	変更案の作成	
平成25年 5月15, 16, 17日	地元説明会	
平成25年 6月 5日	公聴会	(中止)
平成25年 6月	県事前協議	
平成25年 8月 5日 ～平成25年 9月 4日	案の縦覧	
平成26年 3月20日	水戸市都市計画審議会	(予定)
	知事協議	
	決定告示	